

2002 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ（コード番号 4777）
代表取締役社長 菊川 暁
本 社 所 在 地 東京都渋谷区広尾 1-1-39
TEL 03-5778-0321

「インフォ@メール」の営業譲渡に関するお知らせ

株式会社ガーラは、コミュニティ関連サービスへ事業を集中することを目指し、メール広告事業のオプトインメールサービス「インフォ@メール」を、平成 14 年 7 月 1 日を目処に、GMO メディアアンドソリューションズ株式会社へ譲渡することについて、取締役会で決議し、先方との合意に至りましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 譲渡の理由

当社は、2001 年 8 月の「経営改善計画」発表以来、マーケティングのインフラとしてのコミュニティの供給を初め、「サイバーコップス」やオプトインメール配信システムの OEM 供給、ネット上の生の声を活用した「バイラルシェアリサーチ」等の各種サービスによる『コミュニティ・トータル・ソリューション』への注力を進め、業績の改善に向けて努力してまいりました。その結果、四半期ベースでのインターネット広告を除く売上高は拡大し、前年度第 4 四半期において、経常利益は黒字化しました。

今般、事業の選択と集中を更に進めることを目指し、メール広告事業で行っている、オプトインメールサービス「インフォ@メール（<http://www.infomail.ne.jp>）」を、メール広告を重点事業とする「GMO メディアアンドソリューションズ」に譲渡することといたしました。

2. 譲渡の内容

(1) 譲渡事業の内容

趣味・嗜好等の属性を登録したユーザーに対し、趣味・嗜好に関する電子メール広告のみを配信するオプトインメールサービス「インフォ@メール」（ただし、オプトインメールの運営受託ならびに PC 以外の他の端末を主体としたメール配信サービスを除く）。当社の「インフォ@メール」は、ネット広告の不振の影響を受け売上高は減少傾向にあります。

◆2002 年 3 月期のインフォ@メール売上高四半期毎推移（千円）

	2002 年 3 月期			
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
ガーラ連結売上高	196,742	232,320	213,660	213,292
うちインフォ@メール売上高	71,275	60,026	34,613	27,625
インフォ@メール売上高構成比	36%	26%	16%	13%

（注）なお、当社は譲渡対象事業のみを対象とした独立の損益計算を行っておりません。

◆譲渡事業の資産及び負債の項目・金額（2002年3月31日現在）（千円）

資産 (項目) (帳簿価格)		負債 (項目) (帳簿価格)	
流動資産	14,106	流動負債	11,275
固定資産	36,103		
合計	50,209	合計	11,275

（注）インフォ@メールの数値は社内管理ベースの数字です。

◆ インフォ@メールの人員 ガーラの従業員は移籍しません。

(2) 譲渡先の概要

商号：GMOメディアアンドソリューションズ株式会社

代表者：廣末 紀之

本店所在地：東京都渋谷区桜丘町 26-1

資本の額：335,000 千円

主な株主：グローバルメディアオンライン株式会社 81.52%

株式会社ネットエイジ 14.07%

主な事業内容：メールメディアの構築・運営

3. 日程

2002年5月16日 営業譲渡契約書締結

2002年6月25日 営業譲渡承認株主総会（予定）

2002年7月1日 営業譲渡（予定）

4. 譲渡の方法

(1) 譲渡価格 現時点では2億円程度の見込みです。なお、最終的な譲渡価格が決定するのは7月上旬を予定しております。

(2) 決済方法 全額現金で行われる予定です。

5. 今後の業績に与える影響

今年度第2四半期において、1.4億円程度の特別利益が生じる見込みです。

6. 今後の見通し

ガーラでは、今回の事業譲渡により、今後「コミュニティ・トータル・ソリューション」への経営資源の傾斜を更に進めます。その一環として、オプトインメールのシステム提供及び運営代行を強化してまいります。なお、今後GMOメディアアンドソリューションズが運営する国内最大級のメーリングリストサービス「FreeML」において、ガーラが提供するコミュニティ向け広告ネットワーク事業での、提携を進める予定です。

以上

《お問い合わせ先》

株式会社ガーラ 社長室 山田

TEL 03-5778-0321 FAX 03-5778-0340

E-mail: ir@gala-net.co.jp

ご注意：

本発表後12 時間が経過する時点（日本時間2002 年5 月18 日午前3時頃以下公表時点）までに、本発表内容を閲覧された場合、証券取引法166 条2 項及び同施行令30 条の規定によりインサイダー規制に関する「第一次情報受領者」となる可能性があります。「第一次情報受領者」は上述公表時点までの間に当社の株券の売買を行うことは禁止されますのでご注意ください。